

大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第
3条第4項の規定に基づく意見に係る運用について

令和2年12月2日
大阪市外郭団体評価委員会決定

大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程（以下「退職者指針規程」という。）第3条第4項の規定に基づき当委員会が述べる意見に係る運用について、次のとおり決定する。

記

- 1 監理対象団体が、退職者指針規程第3条第6項の規定に基づき、同条第4項の規定による役員の公募に係る職務内容及び募集条件についての当委員会の意見（以下「当初意見」という。）を勘案して当該役員の公募を行った場合において、次回以降の当該役員の公募に係る職務内容及び募集条件（以下「次回以降の職務内容等」という。）についても同一の内容のものとするときは、当委員会として、当該次回以降の職務内容等については特段の意見はないものとして取り扱うこととする。ただし、当該次回以降の職務内容等については、あらかじめ、事務局を通じて当委員会に報告を求めることとし、当委員会が必要があると認めるときは、当委員会において調査審議し、意見を述べることとする。
- 2 1の取扱いをする場合には、個々の諮問案件ごとに当初意見において別記の文例を基本とした付帯意見を付すこととし、当初意見において当該付帯意見が付さない案件については、全て退職者指針規程第3条第4項の規定に基づき、次回以降の職務内容等について当委員会において調査審議し、意見を述べることとする。

別記

なお、次回以降の当該役員の公募に係る職務内容及び募集条件（以下「次回以降の職務内容等」という。）が、本意見を勘案して行われた当該役員の公募に係る職務内容及び募集条件と同一である場合は、当委員会として、当該次回以降の職務内容等については特段の意見はないものとして取り扱うこととする。ただし、当該次回以降の職務内容等については、あらかじめ当委員会に報告することとし、当委員会が必要があると認めるときは、大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第3条第4項の規定に基づき、改めて当委員会に諮問されたい。